

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素 (省 略)</p> <p>35.07 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素 (省 略)</p> <p>上記除外例のほか、この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (省 略) (d) 30.02 項の培養微生物、<u>血液酵素</u>（例えば、トロンビン）、酵素の特性 又は活性を有する血液分画物及びその切断型変異体（部分）その他の物品</p>	<p>第 35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠（こう）着剤及び酵素 (同 左)</p> <p>35.07 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素 (同 左)</p> <p>上記除外例のほか、この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (同 左) (d) 30.02 項の培養微生物<u>その他の物品、血液酵素</u>（例えば、トロンビン）</p>
<p>第 84 類 原子炉、ボイラーアンペリ機械類並びにこれらの部分品 (省 略)</p> <p>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） (省 略)</p>	<p>第 84 類 原子炉、ボイラーアンペリ機械類並びにこれらの部分品 (同 左)</p> <p>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） (同 左)</p>
号の解説 8415.10	号の解説 8415.10

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省 略）</p> <p>「スプリットーシステム」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。<u>室内側熱交換器ユニットは、様々な場所（例えば、壁、窓又は天井）に取り付けられるものがある。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>「スプリットーシステム」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。</p>
<p>84.35 プレス、破碎機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、ぶどう酒、りんご酒、ペリー（なし酒）、果汁その他これらに類する飲料（醸酵しているかいないかを問わない。）等の製造に使用される農業用又は工業用の両方の機械を含む。<u>この項には、また、レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の商業用の機械を含む。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>84.35 プレス、破碎機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、ぶどう酒、りんご酒、ペリー（なし酒）、果汁その他これらに類する飲料（醸酵しているかいないかを問わない。）等の製造に使用される農業用又は工業用の両方の機械を含む。</p>
<p>84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの項の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械でこの類の他の項に該当しない機械を含む（生鮮食品用のものであるか又は貯蔵食品用のものであるか及び人用に供するか又は動物用に供するかを問わない。）が、動物性</p>	<p>84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの項の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械でこの類の他の項に該当しない機械を含む（生鮮食品用のものであるか又は貯蔵食品用のものであるか及び人用に供するか又は動物用に供するかを問わない。）が、動物性</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械を含まない（84.79）。<u>この項には、また、レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の工業用又は商業用の機械を含む。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械を含まない（84.79）。</p> <p>（同 左）</p>
<p>84.73 第 84.69 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）（省 略）</p> <p>（b）マウスパッド（構成する材料により該当する項に属する。）</p> <p>（c）（省 略）</p> <p>（d）（省 略）</p> <p>（e）（省 略）</p> <p>（f）（省 略）</p> <p>（g）（省 略）</p> <p>（h）（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>84.73 第 84.69 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）（同 左）</p> <p>（b）（同 左）</p> <p>（c）（同 左）</p> <p>（d）（同 左）</p> <p>（e）（同 左）</p> <p>（f）（同 左）</p> <p>（g）（同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）～（g）（省 略）</p> <p>（h）レストラン又はこれに類する施設で使用される種類の工業用又は商業用の果汁又は野菜ジュースの搾り機、食物用グラインダー、食物用ミキサーその他これらに類する物品（それぞれ 84.35 又は 84.38）</p> <p>（i）～（j）（省 略）</p> <p>（k）（省 略）</p> <p>（l）（省 略）</p> <p>（m）（省 略）</p> <p>（n）（省 略）</p>	<p>85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）～（g）（同 左）</p> <p>（h）（新 規）</p> <p>（i）～（j）（同 左）</p> <p>（k）（同 左）</p> <p>（l）（同 左）</p> <p>（m）（同 左）</p>
<p>第 87 類</p> <p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説</p> <p>（省 略）</p> <p>この類には、また、陸上走行用又は陸上と一部の水面上（沼地等）との両方を走行するように設計した空気クッションビークルを含む（第 17 部の注 5 参照）。</p> <p>自動車の所属の決定に際し、全ての部品を組み立てて完成した自動車とした後に行われる作業（車体番号の固定、ブレーキシステムの充填及びブレー</p>	<p>第 87 類</p> <p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>総 説</p> <p>（同 左）</p> <p>この類には、また、陸上走行用又は陸上と一部の水面上（沼地等）との両方を走行するように設計した空気クッションビークルを含む（第 17 部の注 5 参照）。</p> <p>（新 規）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>キからのエア抜き、ステアリングブースターシステム(パワーステアリング)、冷却システム及び調整システムの充填、ヘッドライトの調整、車輪配置(アライメント)の調整、ブレーキの調整等)は何ら影響を及ぼさない。このことは、通則 2 (a) を適用した場合においても同様である。</u></p> <p>(省 略)</p>	
<p>87.03 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。</p> <p>一モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。</p> <p>一T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。</p> <p><u>上記の特性を有する三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは 87.04 項に属する。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>87.03 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、また、次のような簡単な構造の軽量の三輪車両を含む。</p> <p>一モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。</p> <p>一T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<p>87.04 貨物自動車</p> <p>(省 略)</p>	<p>87.04 貨物自動車</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、特に、次の物品を含む。</p> <p>通常の貨物自動車（荷台の平らなもの、ターポリンの覆いを有するもの、密閉できるもの等）、各種の配達用貨物自動車、引越し用荷物運搬車、自動荷卸装置付き貨物自動車（荷台傾斜装置付きのもの等）、タンク車（ポンプを取り付けてあるかいかを問わない。）、冷蔵車、冷凍車、断熱車、ガラス瓶に入れた酸又はブタン用シリンダー等の輸送用に多段床になっている貨物自動車、持ち上げ用又は掘削用の機械、タンク、トランسفォーマー等の輸送のために積込み用の傾斜路を有する床の下がった重量貨物運搬車、生コンクリートの運搬用に特に作った貨物自動車（87.05 項のコンクリートミキサー車を除く。）及び廃品回収車（積込み用、圧縮用、荷卸し用等の装置を取り付けてあるかいかを問わない。）</p>	<p>この項には、特に、次の物品を含む。</p> <p>通常の貨物自動車（荷台の平らなもの、ターポリンの覆いを有するもの、密閉できるもの等）、各種の配達用貨物自動車、引越し用荷物運搬車、自動荷卸装置付き貨物自動車（荷台傾斜装置付きのもの等）、タンク車（ポンプを取り付けてあるかいかを問わない。）、冷蔵車、冷凍車、断熱車、ガラス瓶に入れた酸又はブタン用シリンダー等の輸送用に多段床になっている貨物自動車、持ち上げ用又は掘削用の機械、タンク、トランسفォーマー等の輸送のために積込み用の傾斜路を有する床の下がった重量貨物運搬車、生コンクリートの運搬用に特に作った貨物自動車（87.05 項のコンクリートミキサー車を除く。）及び廃品回収車（積込み用、圧縮用、荷卸し用等の装置を取り付けてあるかいかを問わない。）</p>
<p>この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。</p>	<p>(新規)</p>
<p>—モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。</p>	
<p>—T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。</p>	
<p>上記の特性を有する三輪車両のうち、人員の輸送用に設計されたものは 87.03 項に属する。</p>	
<p>(省略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>この項には、次の物品を含まない。</p>	<p>この項には、次の物品を含まない。</p>
<p>(a)、(b) (省略)</p>	<p>(a)、(b) (同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(c) 貨物の輸送用に<u>設計した</u>モーターサイクル、モータースクーター及び原動機付きの自転車（運搬用モーターサイクル、三輪車等）で、この項の<u>三輪車両の特徴を有しないもの</u>（87.11）</p> <p>（省 略）</p>	<p>(c) 貨物の輸送用に<u>作った</u>モーターサイクル、モータースクーター及び原動機付きの自転車（87.11）</p> <p>（同 左）</p>
<p>87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー</p> <p>（省 略）</p> <p>三輪自動車（例えば、運搬用三輪車タイプのもの）は、87.03 項又は 87.04 項の乗用自動車の<u>特徴を有しない限り</u>、この項に属する。（87.03 項及び 87.04 項の解説参照）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー</p> <p>（同 左）</p> <p>三輪自動車（例えば、運搬用三輪車タイプのもの）は、87.03 項の乗用自動車の<u>特性を有しない限り</u>、この項に属する。（87.03 項の解説参照）。</p> <p>（同 左）</p>